

犬山市地域防災計画 【地震災害対策編】 目次

第1編 総則

第1章 計画の目的	1-1
第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格	
第3節 計画の構成	
第4節 市町村地域防災計画の作成又は修正	
第2章 本市の特質と災害要因	1-2
第1節 本市の自然条件	
第2節 本県市における既往の地震とその被害	
第3節 社会的条件	
第3章 被害想定及び減災効果	1-3
第1節 基本的な考え方	
第2節 地震被害の予測及び減災効果	
第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	1-4
第1節 防災の基本理念	
第2節 重点を置くべき事項	
第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1-5
第1節 実施責任	
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進	2-1
第1節 防災協働社会の形成推進	
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
第3節 企業防災の促進	
第2章 建築物等の安全化	2-2
第1節 建築物の耐震推進	
第2節 交通関係施設等の整備	
第3節 ライフライン関係施設等の整備	
第4節 文化財の保護	
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	
第3章 都市の防災性の向上	2-3
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	
第2節 防災上重要な都市施設の整備	
第3節 建築物の不燃化の促進	
第4節 市街地の面的な整備・改善	
第4章 中山間地等における孤立対策	2-4
第1節 孤立危険地域の把握	
第2節 孤立への備え	
第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	2-5
第1節 土地利用の適正誘導	

第2節	液状化対策の推進	
第3節	宅地造成の規制誘導	
第4節	土砂災害の防止	
第5節	被災宅地危険度判定の体制整備	
第6章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	2-6
第7章	避難行動の促進対策	2-7
第1節	気象警報や避難指示等の情報伝達体制の整備	
第2節	緊急避難場所及び避難路の指定等	
第3節	避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	
第5節	避難に関する意識啓発	
第8章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	2-8
第1節	避難所の指定・整備	
第2節	要配慮者支援対策	
第3節	帰宅困難者対策	
第9章	火災予防・危険性物質の防災対策	2-9
第1節	火災予防対策に関する指導	
第2節	消防力の整備強化	
第3節	危険物施設防災計画	
第4節	高圧ガス大量貯蔵所防災計画	
第5節	毒物劇物取扱施設防災計画	
第10章	広域応援・受援体制の整備	2-10
第1節	資料の整備	
第2節	広域応援体制の整備	
第3節	応援部隊等に係る広域応援体制の整備	
第4節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
第11章	防災訓練及び防災意識の向上	2-11
第1節	防災訓練の実施	
第2節	防災のための意識啓発・広報	
第3節	防災のための教育	
第4節	防災意識調査及び地震相談の実施	
第12章	震災に関する調査研究の推進	2-12
	震災に関する調査研究の推進	

第3編 災害応急対策

第1章	活動態勢（組織の動員配備）	3-1
第1節	災害対策本部の設置・運営	
第2節	職員の派遣要請	
第3節	災害救助法の適用	
第2章	避難行動	3-2
第1節	気象警報等の伝達	
第2節	避難の指示	
第3節	住民等の避難誘導	

第3章 災害情報の収集・伝達・広報	3-3
第1節 被害状況等の収集・伝達	
第2節 通信手段の確保	
第3節 広報	
第4章 応援協力・派遣要請	3-4
第1節 応援協力	
第2節 応援部隊等による広域応援等	
第3節 自衛隊の災害派遣	
第4節 ボランティアの受入	
第5節 防災活動拠点の確保	
第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	
第5章 救出・救助対策	3-5
第1節 救出・救助活動	
第2節 航空機の活用	
第6章 消防活動・危険性物質対策	3-6
第1節 消防活動	
第2節 危険物施設対策計画	
第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画	
第4節 毒物劇物取扱施設対策計画	
第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	3-7
第1節 医療救護	
第2節 防疫・保健衛生	
第8章 交通の確保・緊急輸送対策	3-8
第1節 道路交通規制等	
第2節 道路施設対策	
第3節 鉄道施設対策	
第4節 緊急輸送手段の確保	
第9章 浸水対策	3-9
第1節 浸水対策	
第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	3-10
第1節 避難所の開設・運営	
第2節 要配慮者支援対策	
第3節 帰宅困難者対策	
第11章 水・食品・生活必需品等の供給	3-11
第1節 給水	
第2節 食品の供給	
第3節 生活必需品の供給	
第4節 物資、資材調達計画	
第12章 環境汚染防止及び地域安全対策	3-12
第1節 環境汚染防止対策	
第2節 地域安全対策	
第13章 遺体の取扱い	3-13

第1節	遺体の捜索	
第2節	遺体の処理	
第3節	遺体の埋火葬	
第14章	ライフライン施設等の応急対策	3-14
第1節	電力施設対策	
第2節	ガス施設対策	
第3節	上水道施設対策	
第4節	下水道施設対策	
第5節	通信施設の応急措置	
第6節	郵便業務の応急措置	
第15章	住宅対策	3-15
第1節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	
第2節	被災住宅等の調査	
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居	
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	
第5節	住宅の応急修理	
第6節	障害物の除去	
第16章	学校における対策	3-16
第1節	気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
第2節	教育施設及び教職員の確保	
第3節	応急な教育活動についての広報	
第4節	教科書・学用品等の給与	

第4編 災害復旧・復興

第1章	復興体制	4-1
第1節	復興計画等の策定	
第2節	職員の派遣要請	
第2章	公共施設等災害復旧対策	4-2
第1節	公共施設災害復旧事業	
第2節	激甚災害の指定	
第3節	暴力団等への対策	
第3章	災害廃棄物処理対策	4-3
	災害廃棄物処理対策	
第4章	震災復興都市計画の手続き	4-4
第1節	第一次建築制限	
第2節	第二次建築制限	
第3節	復興都市計画事業の都市計画決定	
第5章	被災者等の生活再建等の支援	4-5
第1節	罹災証明書の交付等	
第2節	被災者への経済的支援等	
第3節	金融対策	
第6章	商工業・農林水産業の再建支援	4-6
第1節	商工業の再建支援	

第2節 農林水産業の再建支援

第5編 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

1. 南海トラフ地震臨時位情報（調査中）が発表された場合の対応…………… 5-1
2. 南海トラフ地震臨時位情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応
3. 南海トラフ地震臨時位情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

別紙 東海地震に関する事前対策

- 第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報…………… 別紙1
 - 第1節 東海地震に関する事前対策の意義
 - 第2節 東海地震に関連する情報
- 第2章 地震災害警戒本部の設置等…………… 別紙2
 - 第1節 地震災害警戒本部の設置等
 - 第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達
 - 第3節 警戒宣言発令時等の広報
 - 第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等
- 第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配…………… 別紙3
 - 第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保
 - 第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備
- 第4章 発災に備えた直前対策…………… 別紙4
 - 第1節 避難対策
 - 第2節 消防、浸水等対策
 - 第3節 社会秩序の維持対策
 - 第4節 道路交通対策
 - 第5節 鉄道
 - 第6節 バス
 - 第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係
 - 第8節 生活必需品の確保
 - 第9節 金融対策
 - 第10節 郵政事業対策
 - 第11節 病院、診療所
 - 第12節 百貨店等
 - 第13節 緊急輸送
 - 第14節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策
- 第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策…………… 別紙5
 - 第1節 道路
 - 第2節 河川及び海岸
 - 第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設
 - 第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置
 - 第5節 工事中の建築物等に対する措置
- 第6章 他機関に対する応援要請…………… 別紙6
 - 第1節 防災関係機関に対する応援要請等
 - 第2節 自衛隊の地震防災派遣

第7章 市民のとりべき措置 別紙7

第1節 家庭においてとりべき措置

第2節 職場においてとりべき措置